

令和5年度

第433回山口地方最低賃金審議会

令和5年7月6日（木）10時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

- 1 令和5年度の山口県最低賃金の改正について
 - (1) 山口県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (2) 専門部会の設置について
 - (3) 審議会の日程について
- 2 その他

資 料 目 次

- 1 第 57 期山口地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 中央最低賃金審議会への「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）」（写）
- 3 令和 5 年 6 月 16 日閣議決定資料
 - (1) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（抄）
 - (2) 経済財政運営と改革の基本方針 2023（抄）
- 4 令和 5 年春季賃上げ要求・妥結状況
 - (1) 山口県による集計状況
 - (2) 各機関別集計状況
- 5 経済資料
 - (1) 山口県金融経済情勢（2023 年 7 月）
 - (2) 法人企業景気予測調査結果（令和 5 年 4 月～6 月期）
- 6 関係団体からの要請書
- 7 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明
- 8 山口地方最低賃金審議会運営規程
- 9 目安制度の在り方に関する全員協議会報告
（令和 5 年 4 月 6 日）

第57期 山口地方最低賃金審議会委員名簿 (任期 令和5.4.22~7.4.21)

区分	ふりがな 氏名	現職
公益代表委員	こばやし ともり 小林 友則	国立大学法人山口大学経済学部准教授
	じんぼ かずゆき 神保 和之	山口朝日放送株式会社常勤監査役
	とおりやま かずし 通山 和史	弁護士
	なんば としみつ 難波 利光	周南公立大学福祉情報学部教授
	はましま きよし 濱島 清史	国立大学法人山口大学東アジア研究科教授
労働者代表委員	おおはら けいすけ 大原 敬典	UAゼンセン山口県支部常任
	かわむら ひろゆき 河村 裕幸	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部事務局長
	くらしげ りか 倉重 里加	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	みやもと てるみ 宮本 晴充	マツダ労働組合山口県本部第6組織部長
	よこやま たかし 横山 崇	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
使用者代表委員	あ の てつお 阿野 徹生	山口県経営者協会専務理事
	くらふじ ともあり 藏藤 共存	山口県商工会連合会専務理事
	さかもと たつお 坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会専務理事
	しまもと けんじ 嶋本 健児	下関商工会議所専務理事(兼) 山口県商工会議所連合会専務理事
	なかむら まさこ 中村 眞佐子	中村建設株式会社取締役

(敬称略、50音順) 5.6.26

厚生労働省発基 0630 第 5 号
令和 5 年 6 月 30 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 加藤 勝信



令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版
(令和5年6月16日閣議決定)

<関係部分抜粋>

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(1) 三位一体の労働市場改革の指針の基本的考え方

働き方は大きく変化している。「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきた。職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自分の意思でリ・スキリングを行え、職務を選択できる制度に移行していくことが重要である。そうすることにより、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、社外からの経験者採用にも門戸を開き、労働者が自らの選択によって、社内・社外共に労働移動できるようにしていくことが、日本企業と日本経済の更なる成長のためにも急務である。

これまでの我が国の賃金水準は、長期にわたり低迷してきた(先進国の1人当たり実質賃金の推移を見ると、1991年から2021年にかけて、米国は1.52倍、英国は1.51倍、フランスとドイツは1.34倍に上昇しているのに対して、日本は1.05倍)。この間、企業は人に十分な投資を行わず、個人は十分な自己啓発を行わない状況が継続してきた。

G×やD×等の新たな潮流は、必要とされるスキルや労働需要を大きく変化させる。人生100年時代に入り就労期間が長期化する一方で、様々な産業の勃興・衰退のサイクルが短期間で進む中、誰しものが生涯を通じて新たなスキルの獲得に努める必要がある。他方で、現実には、働く個人の多くが受け身の姿勢で現在の状況に安住しがちであるとの指摘もある。

この問題の背景には、年功賃金制等の戦後に形成された雇用システムがある。職務(ジョブ)やこれに要求されるスキルの基準も不明瞭なため、評価・賃金の客観性と透明性が十分確保されておらず、個人がどう頑張ったら報われるかが分かりにくい、エンゲージメントが低いことに加え、転職しにくく、転職したとしても給料アップにつながりにくかった。また、やる気があっても、スキルアップや学ぶ機会へのアクセスの公平性が十分確保されていない。

人口減少による労働供給制約の中で、こうしたシステムを変革し、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、将来の労働市場の状況やその中での働き方の選択肢を把握しながら、生涯を通じて自らの生き方・働き方を選択でき、自らの意思で、企業内での昇任・昇給や企業外への転職による処遇改善、更にはスタートアップ等への労働移動機会の実現のために主体的に学び、報われる社会を作っていく必要がある。

企業側の変革も待ったなしである。企業が人への十分な投資を行っていない間に、諸外国との賃金格差は拡大し、先進諸国間のみならず、アジアにおける人材獲得競争でも劣後するようになってきているおそれがある。グローバル市場で競争している業種・企業を中心に、人材獲得競争の観点からジョブ型の人事制度を導入する企業等も増えつつあ

るが、そのスピードは十分ではなく、人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、変化への対応を急ぎ、人への投資を抜本強化する必要がある。

こうした変革においては、働き手と企業の関係も、対等に「選び、選ばれる」関係へと変化する。一人ひとりが主役となって、キャリアは会社から与えられるものから、一人ひとりが自らの意思でキャリアを築き上げる時代へと、官民の連携の下、変えていく必要がある。

このため、リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化、の三位一体の労働市場改革を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることが急務である。これにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

また、構造的賃上げを行っていくためには、我が国の雇用と GDP の7割を占める地方、中小・小規模企業の対応も鍵となる。三位一体の労働市場改革と並行して、低生産性企業の生産性向上を図るとともに、本年3月15日の政労使の意見交換でも基本的な合意があったように、「中小・小規模企業の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、賃上げの原資を確保し、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策を徹底する必要がある。

あわせて、こうした取組と生産性向上支援の取組を通じて、地域の人手不足対策や、働く個人が安心して暮らすことができる最低賃金の引上げを実現する。

これらの改革に、官民を挙げて、大胆に取り組むことを通じて、国際的にも競争力のある労働市場を作っていく。

(2) 目標

三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業の間には存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。

また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。

官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

(3) 改革の方向性

三位一体の労働市場改革を進めるに当たり、その前提として、在職中からのリ・スキリング支援やコンサルティング・助言機能の強化等を含めて雇用のセーフティネット機能を確保・拡充していくことが重要であり、民間の力も活用しつつ、官民一体となったり・スキリングやマッチング機能の強化が求められる。その際、以下の3つの視点が重要となる。

- ① 企業内の人事・賃金制度の改革等により内部労働市場が活性化されてこそ、外部労働市場、すなわち労働市場全体も活性化する。人的資本こそ企業価値向上の鍵との認識の下、個々の企業の実態に応じて、労使による企業内の人事・賃金制度の見直

しを中核に位置付けつつ、労働移動に対する不安感等を徐々に払拭するとともに、人への投資の抜本強化等を通じて仮に転職しても将来戻って来てもらえるような人材をひきつける企業を増やしていく。

- ② 今回の改革は、我が国の雇用慣行の実態が変わりつつある中で、働く個人にとっての雇用の安定性を保全しつつ、構造的賃上げを実現しようとするものである。働く個人の立場に立って、円滑な労働移動の確保等を通じ、多様なキャリアや処遇の選択肢の提供を確保する。
- ③ こうした改革を中小・小規模企業の成長機会にもつなげていく。大企業内の人事制度が柔軟なものになれば、例えば、一定期間の中小・小規模企業への出向や副業・兼業等を通じた経験がスキルとして客観的に認識されるようになり、大企業と中小・小規模企業間の人材交流が活発化し、人手不足に直面する地域の中小・小規模企業の人材支援にもつながる。あわせて、労務費等の価格転嫁対策を徹底的に講じることにより、中小・小規模企業の収益確保に万全を期すとともに、賃上げにつなげていく。また、リ・スキリング等に関する支援の充実により、経済格差が教育格差を生む負のスパイラルを断ち切り、全ての人が生きがいを感じられる社会を作ることにつながる。

上記の視点を踏まえつつ、以下の改革を三位一体で進めることとする。

- ① リ・スキリングによる能力向上支援
- ② 個々の企業の実態に応じた職務給の導入
- ③ 成長分野への労働移動の円滑化

あわせて、多様性の尊重と格差の是正を重点事項として掲げ、最低賃金の引上げ、労務費の適正な転嫁を通じた取引適正化、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間等の同一労働・同一賃金制の施行の徹底、中小・小規模企業労働者のリ・スキリングの環境整備、キャリア教育の充実等の取組を一体的に進めることとする。

この際、こうした改革には時間を要するものも含まれることから、一定期間ごとに官民でその進捗を確認し、時間軸を共有しながら、計画的に見直しを行っていく。

また、改革への対応は、業種別にも大きく異なることが想定されることから、事業所管省庁との連携により、きめ細やかに対応を行う。

(7) 多様性の尊重と格差の是正

① 最低賃金

最低賃金について、昨年¹は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定

社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者 301 人以上の事業主を対象に昨年 7 月施行）の対象拡大（労働者 101 人から 300 人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させるべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。

大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。

大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。

また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

（9）三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

①フリーランスの取引適正化

フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。

あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げるメカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる 106 万円・130 万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに 106 万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約 600 万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入^(注)した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

(注) 所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが 2 人いれば、年収 400 万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

経済財政運営と改革の基本方針 2023

(令和5年6月16日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

2. 環境変化に対応したマクロ経済運営

マクロ経済運営について、政府と日本銀行との緊密な連携の下、経済・物価・金融情勢に応じて機動的な政策運営を行っていく。

政府としては、まずは、輸入物価上昇を起点とした外生的な物価上昇から、賃金上昇やコストの適切な価格転嫁を伴う「賃金と物価の好循環」を目指し、下請取引適正化を始めとする中小企業の価格転嫁対策、最低賃金の継続的引上げに向けた環境整備、適切な労働市場改革等を進める。

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方のもと、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場

改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における

賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022 年 10 月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになってきているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、i D e C o（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、N I S A（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

（多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的

に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間 20 時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028 年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休 3 日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとられない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

これらによるサプライチェーンの付加価値の増大とともに、その適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」を推進するほか、優越的地位の濫用に関する特別調査、重点 5 業種に対する立入調査の実施等、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。また、実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめる。加えて、インボイス制度の円滑な導入やサイバーセキュリティ対策を支援する。

さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力

改善・事業再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本性劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

また、新しい事業に取り組むフリーランスを含む個人事業主に対する経営や財務戦略についての経営者教育に取り組む。

令和5年 春季賃上げ要求・妥結状況調査(第2回集計)

令和5年5月末現在
産業労働部労働政策課

1 企業規模別

区 分		要 求				妥 結					
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	平均年齢
計	(合 算)	62	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	52	12,006	6,079	197.5	11,795	4,625	285,414	255.0	4.13	37.1
	(ベ ア の み)	10	6,985	3,833	182.2	5,087	1,932	306,250	263.3	1.66	41.8
300人未満	(合 算)	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	21	9,298	6,579	141.3	7,297	3,719	251,294	196.2	2.90	39.2
	(ベ ア の み)	4	11,263	6,714	167.8	6,044	3,427	246,231	176.4	2.45	39.9
300人以上	(合 算)	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	31	12,303	6,025	204.2	12,287	4,724	289,145	260.1	4.25	36.9
	(ベ ア の み)	6	6,538	3,532	185.1	4,987	1,776	312,524	280.8	1.60	42.0

(注) 1. 組合員数による加重平均で集計

2. 前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

2 地域別

区 分		要 求				妥 結					調査対象組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	
計	(定 昇 込 み)	52	12,006	6,079	197.5	11,795	4,625	285,414	255.0	4.13	197
	(ベ ア の み)	10	6,985	3,833	182.2	5,087	1,932	306,250	263.3	1.66	
岩 国	(定 昇 込 み)	6	6,804	5,098	133.5	4,293	3,694	275,505	116.2	1.56	19
	(ベ ア の み)	4	6,918	3,155	219.3	4,650	1,459	299,302	318.7	1.55	
柳 井	(定 昇 込 み)	4	10,686	9,985	107.0	6,614	6,046	290,999	109.4	2.27	8
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
周 南	(定 昇 込 み)	11	17,311	8,164	212.0	16,872	8,019	285,750	210.4	5.90	38
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
防 山 口 府	(定 昇 込 み)	10	13,123	6,499	201.9	12,612	4,400	297,608	286.6	4.24	42
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
小 宇 野 部 田	(定 昇 込 み)	10	13,187	7,891	167.1	13,674	6,797	300,283	201.2	4.55	44
	(ベ ア の み)	2	7,979	5,536	144.1	3,534	2,010	287,429	175.8	1.23	
下 関	(定 昇 込 み)	11	6,345	2,101	302.0	7,382	1,310	248,727	563.5	2.97	44
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
萩・長門	(定 昇 込 み)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	(ベ ア の み)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 組合員数による加重平均で集計

3 産業別

区 分	要 求				妥 結					調査対象 組合	
	組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	賃上げ率		
産 業 計	52	12,006	6,079	197.5	52	11,795	4,625	255	4.13	197	
製 造 業 計	31	13,094	6,558	199.7	31	13,372	6,140	217.8	4.64	101	
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	0	-	-	-	0	-	-	-	-	6
	織 維 工 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	16,740	10,618	157.7	2	12,440	6,144	202.5	4.16	5
	化 学 工 業	5	17,045	8,576	198.8	5	17,045	7,715	220.9	5.42	28
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	0	-	-	-	0	-	-	-	-	4
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	0	-	-	-	0	-	-	-	-	2
	窯 業 ・ 土 石 製 品	3	13,047	6,278	207.8	3	7,489	4,905	152.7	2.94	8
	鉄 鋼 業	5	6,925	5,816	119.1	5	7,709	3,804	202.7	2.72	11
	非 鉄 金 属	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	金 属 製 品	3	5,314	3,425	155.2	3	6,092	4,183	145.6	3.61	6
	一 般 機 械 器 具	3	11,138	9,295	119.8	3	9,506	7,351	129.3	3.5	10
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	3	8,310	1,497	555.1	3	8,995	3,898	230.8	3.26	6
	輸 送 用 機 械 器 具	5	13,364	6,296	212.3	5	12,923	6,016	214.8	4.11	11
そ の 他	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0	
建 設 業	1	X	X	X	1	X	X	X	X	3	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2	
情 報 通 信 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	2	
運 輸 業 、 郵 便 業	9	6,244	4,024	155.2	9	4,538	1,395	325.3	1.59	29	
卸 売 業 、 小 売 業	7	11,364	6,799	167.1	7	10,024	4,665	214.9	4.1	26	
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	5	
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	2	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	1	
教 育 、 学 術 研 究 、 医 療 、 福 祉	2	9,689	9,720	99.7	2	5,953	6,252	95.2	2.02	16	
複 合 サ ー ビ ス 事 業 、 サ ー ビ ス 業	1	X	X	X	1	X	X	X	X	10	

(注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計

2. 前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算

4 金額階層別妥結状況

区 分	計	300人未満	300人以上	前年
1,000 円未満	2	2	0	0
1,000 ~ 1,999 円	0	0	0	2
2,000 ~ 2,999 円	3	1	2	6
3,000 ~ 3,999 円	4	2	2	7
4,000 ~ 4,999 円	2	2	0	18
5,000 ~ 5,999 円	5	2	3	15
6,000 ~ 6,999 円	5	2	3	7
7,000 ~ 7,999 円	3	0	3	5
8,000 ~ 8,999 円	8	4	4	3
9,000 ~ 9,999 円	5	3	2	2
10,000 円以上	15	3	12	3
その他	0		0	0
計	52	21	31	68

(注) その他は具体的な妥結額が不明の組合
定昇込みで交渉している組合のみを集計

5 妥結時期等

区 分	計	300人未満	300人以上	累計	妥結率	前年累計
2 月 末 まで	1	0	1	1	0.5	1
3 月 1 ~ 10 日	0	0	0	1	0.5	3
3 月 11 ~ 20 日	12	4	8	13	6.6	17
3 月 21 ~ 31 日	16	6	10	29	14.7	35
4 月 1 ~ 10 日	2	2	0	31	15.7	40
4 月 11 ~ 20 日	13	5	8	44	22.3	50
4 月 21 ~ 30 日	1	1	0	45	22.8	52
5 月 1 ~ 10 日	2	0	2	47	23.9	55
5 月 11 ~ 20 日	2	1	1	49	24.9	61
5 月 21 ~ 31 日	3	2	1	52	26.4	63
6 月 1 ~ 10 日	0	0	0	52	26.4	63
6 月 11 ~ 20 日	0	0	0	52	26.4	66
6 月 21 ~ 30 日	0	0	0	52	26.4	68
7 月 1 ~ 10 日	0	0	0	52	26.4	68
	52	21	31	52	26.4	68

(注) 定昇込みで交渉している組合のみを集計

令和5年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連 合】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	昨年同時期
全 体	2.07% 5,934円	2.07% 5,997円	1.90% 5,506円	1.78% 5,180円	2.07% 6,004円	(7月5日公表) 3.58% 10,560円	(7月5日公表) 2.09% 6,049円
300人未満	1.99% 4,840円	1.94% 4,765円	1.81% 4,464円	1.73% 4,288円	(7月5日公表) 1.96% 4,843円	(7月5日公表) 3.23% 8,021円	(7月5日公表) 1.97% 4,857円

【経団連】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	昨年同時期
500人以上	2.53% 8,539円	2.43% 8,200円	2.12% 7,096円	1.84% 6,124円	2.27% 7,430円	(5月19日公表) 3.91% 13,110円	(5月20日公表) 2.27% 7,430円
500人未満	1.89% 4,804円	1.89% 4,815円	1.70% 4,371円	1.68% 4,376円	1.97% 5,219円	(6月23日公表) 2.94% 7,864円	(6月10日公表) 1.97% 5,219円

【厚生労働省】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
主要企業	2.26% 7,033円	2.18% 6,790円	2.00% 6,286円	1.86% 5,854円	2.20% 6,898円	(8月公表予定)

○調査対象

連 合：「全体」は規模計。「300人未満」は全体の内数。

経 団 連：「500人以上」の調査対象は、原則として東証1部上場。

厚生労働省：「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のある企業。

当資料は当店 web サイトに掲載しています

<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>



BANK OF JAPAN
SHIMONOSEKI BRANCH



日本銀行

2023年7月3日

日本銀行下関支店

〒750-8601

下関市岬之町 7-1

TEL : 083-233-3113

FAX : 083-228-1021

山口県金融経済情勢 (2023年7月)

(概況)

県内景気は、持ち直している。

短観における企業の業況感は、「良い」超幅が拡大した。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を上回った。個人消費は、持ち直している。住宅投資は、弱含んでいる。設備投資は、緩やかに増加している。

こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。消費者物価の前年比は、3%台となった。

企業倒産は、落ち着いている。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回った。貸出金利は、横ばい圏内となった。

先行きについては、海外の経済・物価情勢と国際金融市場の動向、資源・原材料価格の動向や供給制約等が、当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<p><u>公共投資</u>は、横ばい圏内で推移している。 <u>公共工事請負金額</u>は、前年を上回った。</p>
輸出入	<p><u>輸出</u>は、前年を上回った。 <u>輸出</u>は、前年を上回った一方、<u>輸入</u>は、前年を下回った。</p>
個人消費	<p><u>個人消費</u>は、持ち直している。 個人消費関連の販売統計をみると、<u>百貨店・スーパー販売額</u>、<u>コンビニエンスストア販売額</u>、<u>ドラッグストア販売額</u>は、前年を上回った一方、<u>ホームセンター販売額</u>は、前年を下回った。また、耐久消費財では、<u>乗用車新車登録台数</u>は、前年を上回った一方、<u>家電大型専門店販売額</u>は、前年を下回った。</p>
住宅投資	<p><u>住宅投資</u>は、弱含んでいる。 <u>新設住宅着工戸数</u>は、前年を下回った。</p>
設備投資	<p><u>設備投資</u>は、緩やかに増加している。 <u>山口県短観</u>（2023年6月調査）における企業の設備投資をみると、2022年度は減少した。また、2023年度は増加計画となっている。 <u>建築物着工床面積</u>（非居住用）は、前年を下回った。</p>
生産	<p><u>生産</u>は、横ばい圏内の動きとなっている。 <u>鉱工業生産指数</u>（4月）は、前月比上昇した。業種別にみると、生産用機械は低下した一方、汎用機械、化学は上昇した。</p>
雇用・所得	<p><u>雇用・所得情勢</u>をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。 <u>有効求人倍率</u>は、前月を上回った。<u>現金給与総額</u>は、前年を下回った一方、<u>常用労働者数</u>は、前年を上回ったことから、<u>雇用者所得</u>は、前年を上回った。</p>
物価	<p><u>消費者物価の前年比</u>は、3%台となった。 <u>消費者物価指数</u>（除く生鮮食品）は、前年を上回った。</p>

【企業倒産】

企業倒産	<p><u>企業倒産</u>は、落ち着いている。 件数（7件）は前年（4件）を上回ったほか、負債総額（2,114百万円）も前年（467百万円）を上回った。</p>
------	---

【金融】

預金 貸出	<u>預金・貸出</u> は、ともに前年を上回った。 県内金融機関（銀行、信金）の預金、貸出の動向をみると、預金、貸出ともに前年を上回った。
貸出約定 平均金利	<u>貸出金利</u> は、横ばい圏内となった。 貸出約定平均金利（総合）は、前月に比べ、低下した。

以 上

山口県主要金融経済指標（1）

— p：速報値、r：訂正または改定値
 — 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

(前年比%)

	公共投資 公共工事 請負金額	輸出入		個人消費					
		輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額
				(全店)	(既存店)				
22/ 4-6月	2.2	16.7	77.9	0.4	0.3	2.5	-1.1	1.9	-2.7
7-9	-10.6	28.8	72.4	1.5	0.6	5.4	-1.8	6.1	-2.5
10-12	-4.7	16.1	57.3	2.3	2.0	7.9	1.6	5.8	-0.6
23/ 1-3	-28.8	14.1	29.2	3.3	2.7	3.8	-2.4	2.7	-0.3
23/ 2	15.8	13.7	24.8	3.6	3.0	4.8	-2.7	3.2	8.0
3	-47.5	19.1	22.1	2.1	1.4	2.4	-2.2	2.8	-6.6
4	15.8	36.7	0.1	5.3	4.1	1.1	-3.3	5.5	-2.2
5	5.2	13.6	p -19.9	p 3.3	p 2.2	p 2.5	p -7.2	p 6.4	p -4.3
資料出所	西日本 建設業保証	財務省		経済産業省					

(前年比%)

	乗用車新車 登録台数	個人消費		新設住宅 着工戸数	設備投資 建築物着工 床面積 (非居住用)
		うち 登録車	うち 軽自動車		
7-9	0.7	-2.6	5.5	2.1	-38.1
10-12	11.4	3.4	23.2	-12.3	7.8
23/ 1-3	12.7	14.5	10.1	18.1	23.3
23/ 2	22.8	35.0	8.5	16.5	31.4
3	8.6	14.4	0.1	18.6	-18.7
4	19.6	27.2	9.4	6.8	107.7
5	35.8	30.5	43.3	-13.8	-37.1
資料出所	中国運輸局		国土交通省		

(前年比%、23年6月調査)

設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額 (含む土地投資額)	2022年度実績	2023年度計画
全産業	-5.3	24.7
製造業	-5.7	28.5
非製造業	-4.0	10.3
資料出所	日本銀行下関支店	

(注) 公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

2. 生産関連

(季節調整済・前期比%)

	鉱工業指数		
	生産	出荷	在庫
22/ 4-6月	r 2.8	r 2.4	r 5.4
7-9	r -0.1	r 3.8	r -0.8
10-12	r -3.1	r -5.2	r -1.0
23/ 1-3	r -7.0	r -5.6	r -1.0
23/ 2	r 8.1	r 10.6	r -5.1
3	r -2.7	r -2.6	r 1.3
4	p 22.9	p 14.9	p 5.2
5	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	山口県		

(注) 15年基準。

3. 雇用・所得

(前年比%)

	雇用・所得			
	有効求人倍率 (季調済) (倍)	常用労働者数	現金給与総額 (名目)	雇用者所得
22/ 4-6月	1.49	-0.7	2.8	2.1
7-9	1.56	0.9	2.5	3.5
10-12	1.59	1.4	2.1	3.6
23/ 1-3	1.53	0.6	-0.3	0.3
23/ 2	1.52	0.5	-0.4	0.2
3	1.48	0.5	-0.1	0.4
4	1.46	1.4	-0.1	1.3
5	1.48	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	厚生労働省	山口県		

(注) 1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。
 2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得＝常用労働者数×現金給与総額。

山口県主要金融経済指標 (2)

4. 物価

(前年比%)

		消費者物価指数 (除く生鮮食品)
		山口市
22/	4-6 月	2.4
	7-9	3.1
	10-12	4.0
23/	1-3	3.9
23/	2	3.6
	3	3.4
	4	3.6
	5	3.5
資料出所		総務省

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

(前年比%)

		企業倒産		金融				
		件数 (件)	負債総額 (百万円)	預金 (末残)	貸出 (末残)	貸出約定平均金利(ストックベース)		
						総合 (%)	短期 (%)	長期 (%)
22/	4-6 月	10	1,277	3.6	1.7	1.132	1.737	1.117
	7-9	11	728	3.3	3.2	1.116	1.759	1.101
	10-12	10	753	2.8	3.5	1.117	1.753	1.102
23/	1-3	14	5,929	2.4	2.1	1.106	1.720	1.092
23/	2	4	468	2.5	3.6	1.113	1.753	1.098
	3	7	5,164	2.4	2.1	1.106	1.720	1.092
	4	6	1,184	2.5	2.3	1.111	1.752	1.096
	5	7	2,114	1.3	1.7	1.109	1.753	1.095
資料出所		東京商工リサーチ		日本銀行下関支店				

- (注) 1. 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 2. 預金(末残)および貸出(同)は、以下の定義による。
 ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。

法人企業景気予測調査結果 (令和5年4～6月期調査)

【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領	1
1. 景況判断	2
2. 企業収益	4
3. 設備投資	6
4. 雇用	7
参考資料	8

令和5年6月13日
財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についての問い合わせ先：
財務省中国財務局山口財務事務所
財務課長 工藤
TEL: (083) 922 - 2190 (代)
HP: [https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/
chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm](https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm)



調査結果は、こちらからも
確認できます。

[調査要領]

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域経済情勢を的確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査実施時点

令和 5 年 5 月 15 日

3. 調査対象企業

資本金、出資金または基金(以下、「資本金」という。)1 千万円以上(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は 1 億円以上)の県内所在法人

4. 調査対象期間(時点)

- (1) 判断調査 …………… 令和 5 年 4 月から 6 月(または 6 月末)の現状(見込み)
令和 5 年 7 月から 9 月(または 9 月末)の見通し
令和 5 年 10 月から 12 月(または 12 月末)の見通し
- (2) 計数調査 …………… 令和 4 年度の実績、令和 5 年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回答状況

区 分	業 種 別		規 模 別			合 計
	製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	
対象企業数	48 社	68 社	25 社	23 社	68 社	116 社
回答企業数	48 社	60 社	24 社	21 社	63 社	108 社
回答率	100.0%	88.2%	96.0%	91.3%	92.6%	93.1%

- (注)・大企業 : 資本金 10 億円以上
・中堅企業 : 資本金 1 億円以上 10 億円未満
・中小企業 : 資本金 1 千万円以上 1 億円未満

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. グラフの見方

- (1) 棒グラフは、回答企業数の構成比または金額の増減率を表す。
(2) 折れ線グラフは、BSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)を表す。

(参考)

BSI は、前期と比較した「上昇」または「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法。

- (例) 前期と比べて 「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%
「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
「不明」と回答した企業の構成比・・・ 5.0%

景況判断 BSI=(「上昇」40.0%)-(「下降」30.0%)=10.0%ポイント(「上昇」超)

- (3) 点線の折れ線グラフは、前回調査時(令和 5 年 1 月から 3 月期)の予測を指す。

1. 景況判断

○ 現状判断

- ・ 現状(令和5年4月から6月期)の景況判断BSIは0.0%ポイントと20期ぶりに「上昇」と「下降」が拮抗している。
- ・ 業種別にみると、製造業は▲2.1%ポイントと「下降」超幅が縮小し、非製造業は1.7%ポイントと「上昇」超に転じている。規模別にみると、大企業は20.8%ポイントと「上昇」超幅が拡大し、中堅企業は19.0%ポイントと「上昇」超に転じ、中小企業は▲14.3%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

○ 先行き見通し

- ・ 翌期(令和5年7月から9月期)は「下降」超に転じる見通しとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業は「下降」超幅が拡大し、非製造業は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっている。規模別にみると、大企業は「下降」超に転じ、中堅企業は「上昇」超幅が縮小し、中小企業は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 翌々期(令和5年10月から12月期)は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

(主なヒアリング結果)

- 新型コロナウイルス感染症の影響緩和により、管理している商業施設の客数が増加し、賃料収入が増加している。(不動産)
- 自動車向け製品の出荷は堅調だが、足元では半導体市場が在庫調整局面となっており、半導体製造装置向け製品の需要が落ちている。(鉄鋼)
- 今後は、工場のメンテナンス費用や電気代の上昇が予想されるため、更に利益が圧迫されるとみている。(電気機械)
- 今後も、アフターコロナに向けた飲食店の需要拡大と同時に、売上が好調に推移していくと見込まれる。(卸売)

景況判断BSIの推移 (原数値)

(BSI : 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(%ポイント)

区 分		前回(5/1-3)調査時予測		今 回 調 査			
				5/4-6		5/7-9 見通し	5/10-12 見通し
		現状判断	5/4-6見通し	現状判断	変化幅		
全	産 業	▲ 13.1	▲ 5.6	0.0	+ 13.1	▲ 0.9	13.0
業 種	製 造 業	▲ 26.2	▲ 4.8	▲ 2.1	+ 24.1	▲ 8.3	12.5
	非 製 造 業	▲ 4.6	▲ 6.2	1.7	+ 6.3	5.0	13.3
規 模	大 企 業	4.0	0.0	20.8	+ 16.8	▲ 4.2	20.8
	中 堅 企 業	▲ 9.1	▲ 9.1	19.0	+ 28.1	4.8	▲ 4.8
	中 小 企 業	▲ 21.7	▲ 6.7	▲ 14.3	+ 7.4	▲ 1.6	15.9

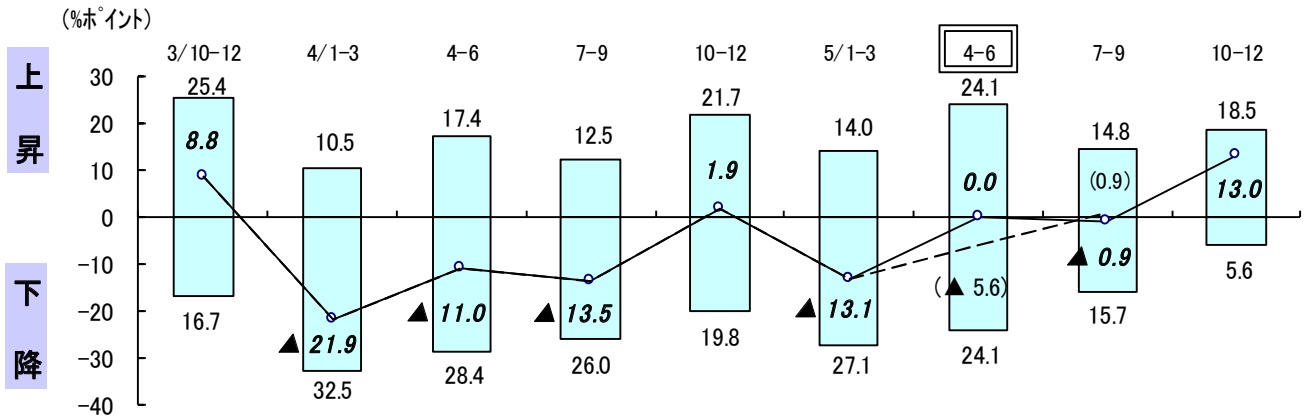
景況判断BSIの推移（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比）

【全産業】

点線及び()は前回[令和5年1月から3月期]調査時予測

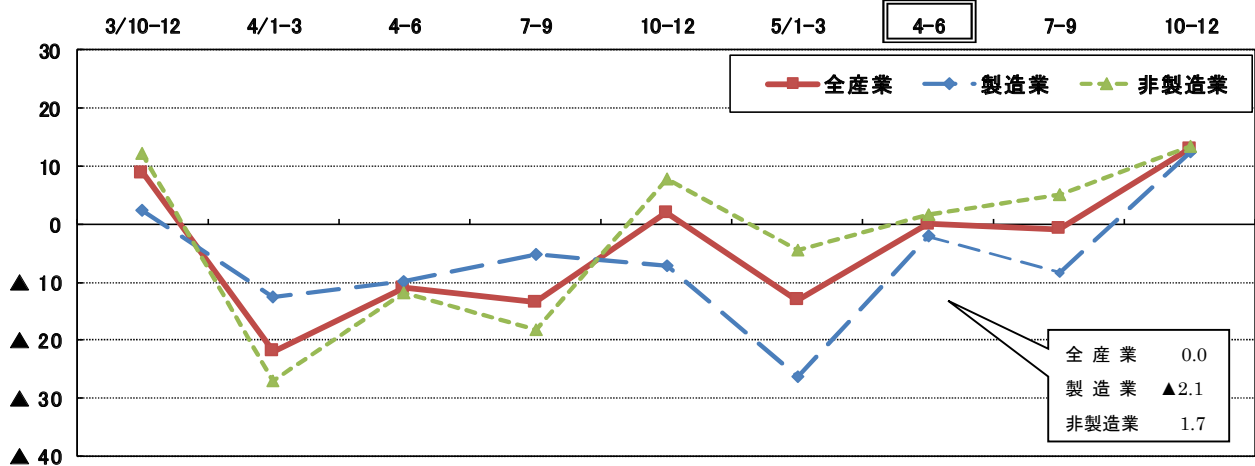
現状判断 ← | | → 見通し



(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイント表記した計数の差と一致しない場合がある。

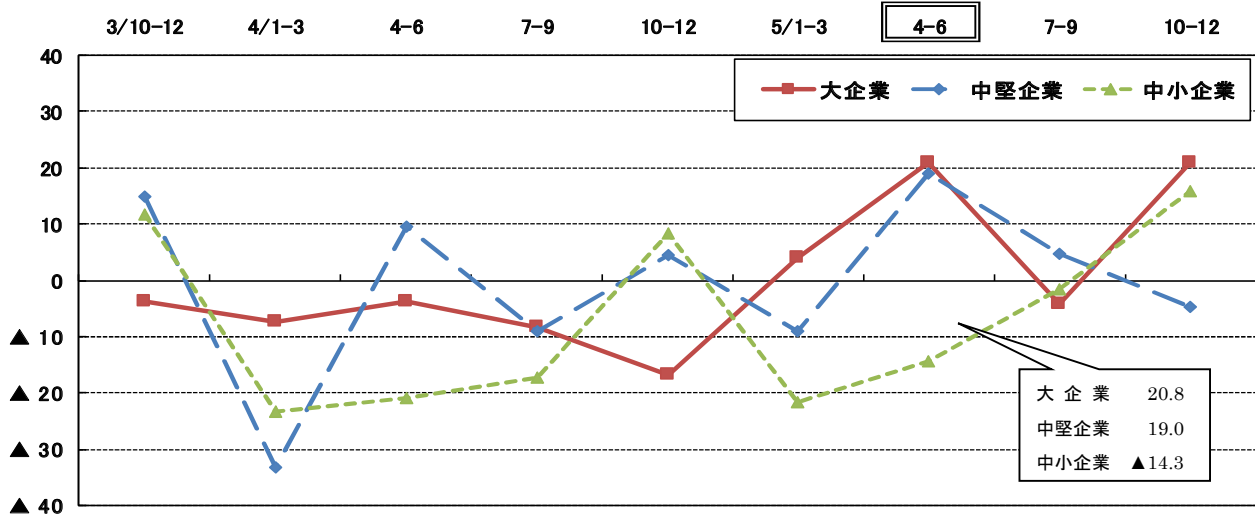
【業種別】

現状判断 ← | | → 見通し



【規模別】

現状判断 ← | | → 見通し



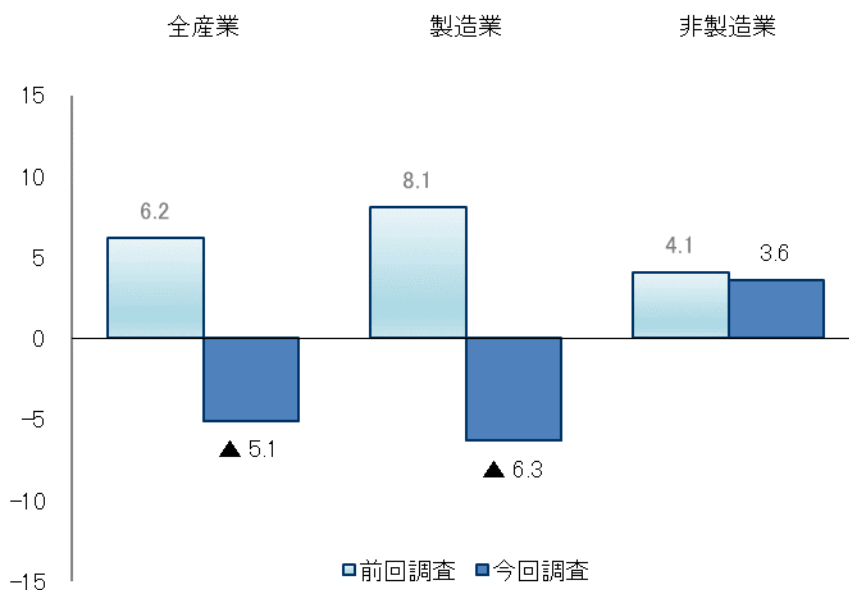
2. 企業収益

(1) 売上高（回答企業数 78 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

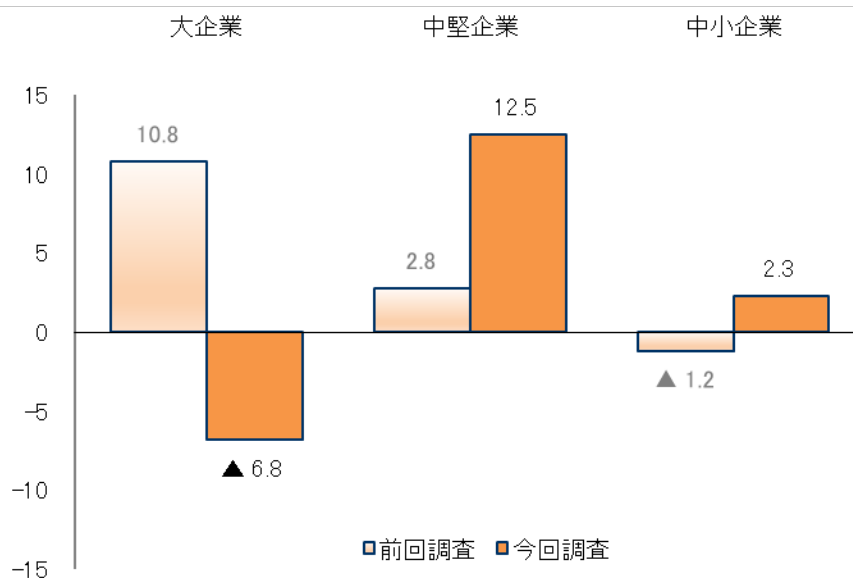
○ 令和 5 年度の売上高は、前年度比▲5.1%の減収見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、その他の輸送用機械器具などで増収となるものの、石油・石炭、化学などで減収となることから、全体としては▲6.3%の減収見込みとなっている。非製造業は、宿泊・飲食サービスで減収となるものの、小売、運輸・郵便などで増収となることから、全体としては 3.6%の増収見込みとなっている。

【全産業・業種別】（前年度比増減率）

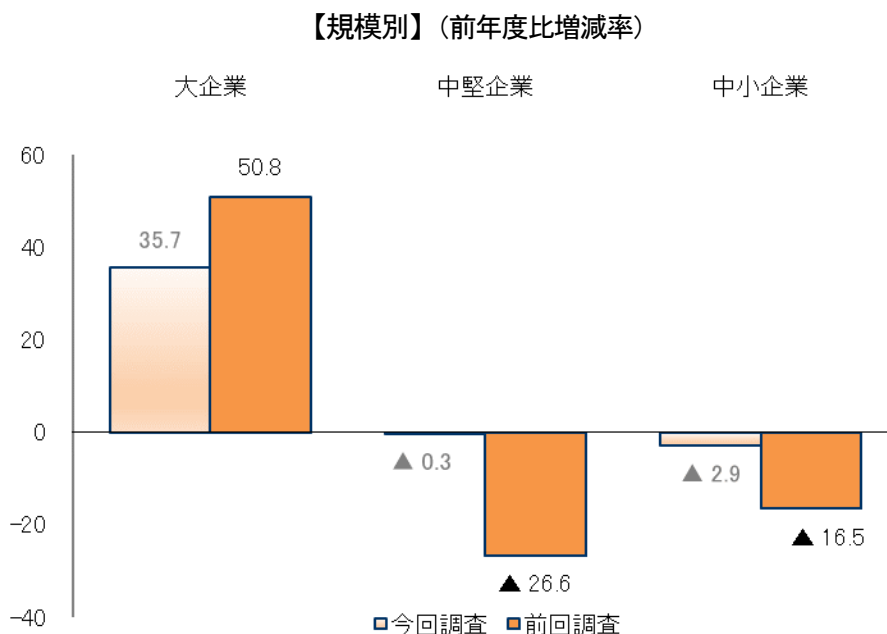
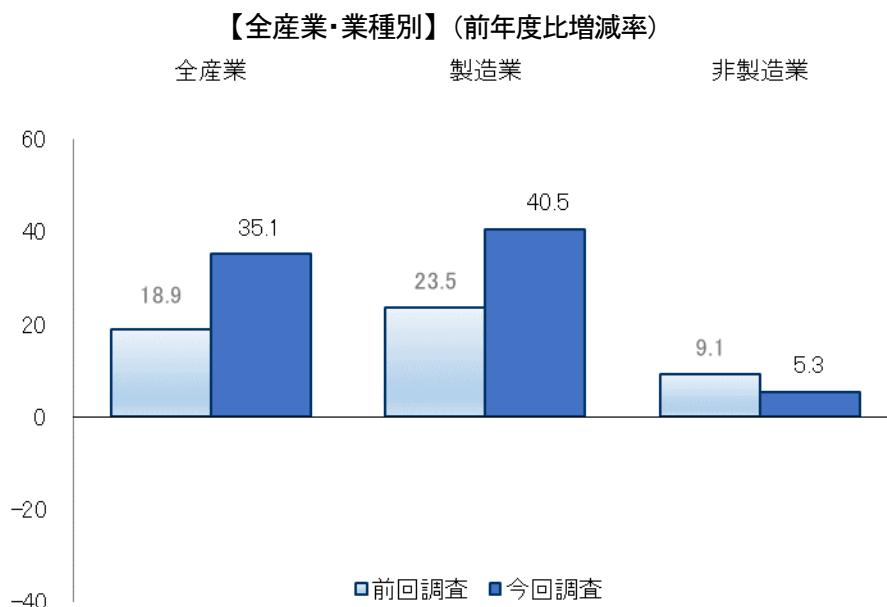


【規模別】（前年度比増減率）



(2) 経常利益（回答企業数 77 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

- 令和 5 年度の経常利益は、前年度比 35.1%の増益見込みとなっている。
 - ・ 業種別にみると、製造業は、鉄鋼などで減益となるものの、化学、パルプ・紙等などで増益となることから、全体としては 40.5%の増益見込みとなっている。非製造業は、運輸・郵便などで減益となるものの、情報通信、学術研究・専門・技術サービスなどで増益となることから、全体としては 5.3%の増益見込みとなっている。



3. 設備投資（回答企業数84社：土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む）

○ 令和5年度の設備投資計画は、前年度比21.3%の増加見込みとなっている。

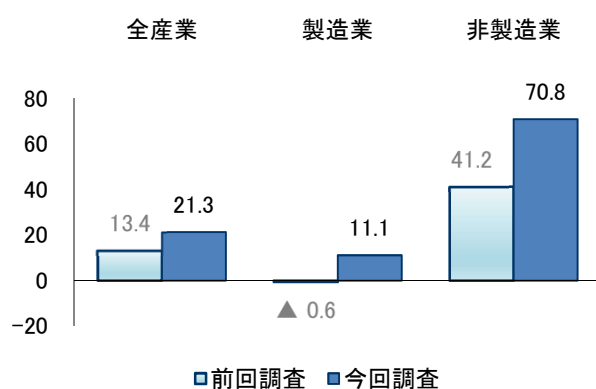
・ 業種別にみると、製造業は、化学などで減少するものの、電気機械、金属製品などで増加することから、全体としては 11.1%の増加見込みとなっている。非製造業は、小売などで減少するものの、運輸・郵便、金融・保険などで増加することから、全体としては70.8%の増加見込みとなっている。規模別にみると、大企業(6.3%)、中堅企業(164.1%)、中小企業(12.7%)ともに増加見込みとなっている。

(主なヒアリング結果)

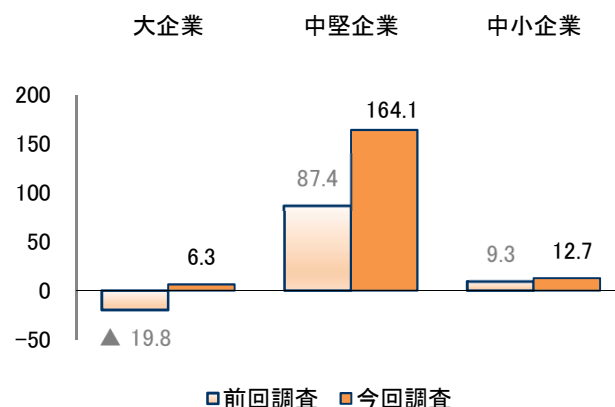
➢ 現在は複数年の計画で生産能力の増強を進めており、工場の新設や、新規生産設備の導入を予定している。(電気機械)

➢ 輸送に使用する代替船(自社船)の建造と、新事業への進出を予定。(運輸・郵便)

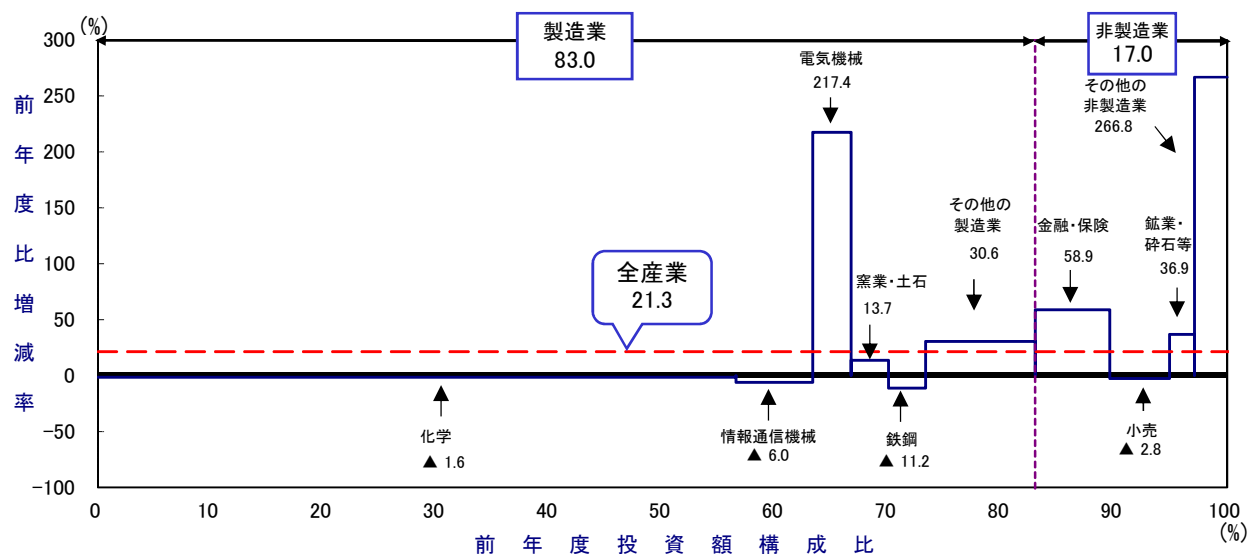
【全産業・業種別】(前年度比増減率)



【規模別】(前年度比増減率)



【主要業種別 設備投資状況(令和5年度)】



4. 雇用

○ 現状判断

- ・現状(令和5年6月末)の従業員数判断BSI(回答企業数90社)は25.6%ポイントと40期連続で「不足気味」超となっており、前期(令和5年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が縮小している。
- ・業種別にみると、製造業は12.8%ポイント、非製造業は35.3%ポイントといずれも「不足気味」超幅が縮小している。

○ 先行き見通し

- ・翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

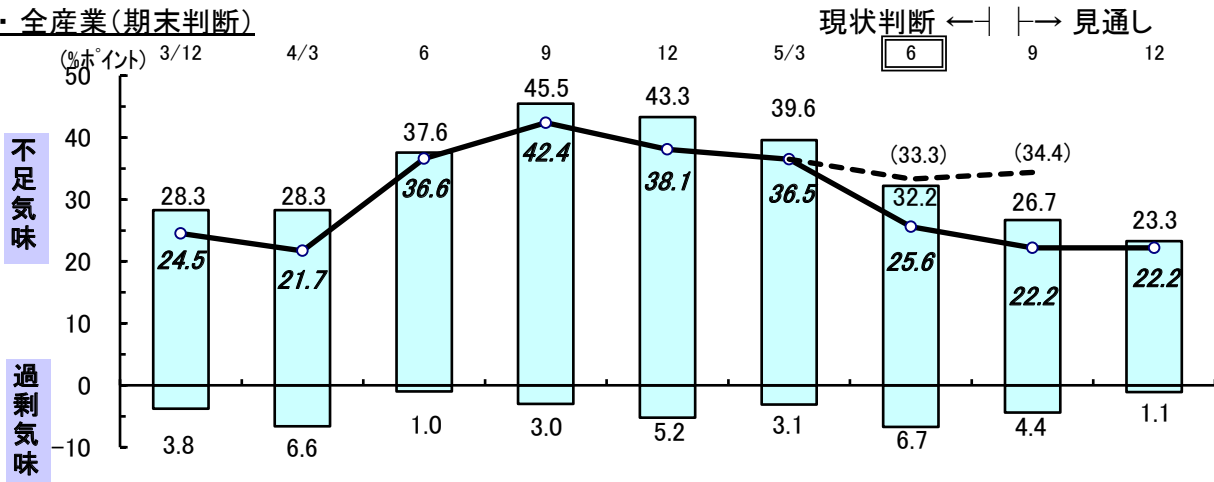
(主なヒアリング結果)

- 定年等で退職する人が増える中、大卒、高卒ともに計画していた人数の確保ができておらず、人手不足となっている。(その他の輸送機械)
- 慢性的な人手不足に加え、人流の増加に伴うタクシー需要の増加により、乗務員を中心に人手不足感が強まっている。(運輸・郵便)

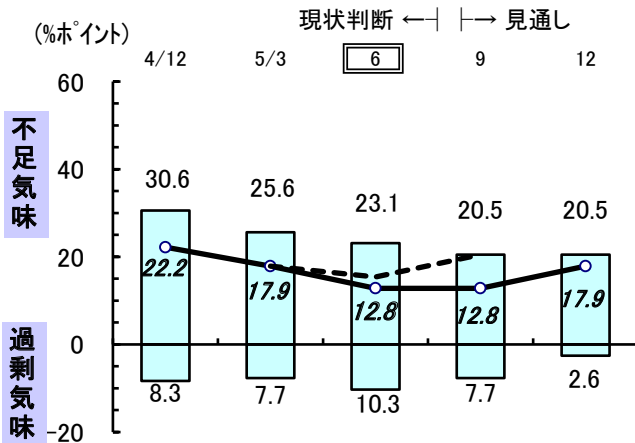
従業員数判断BSIの推移(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)
点線及び()は前回[令和5年1月から3月期]調査時予測

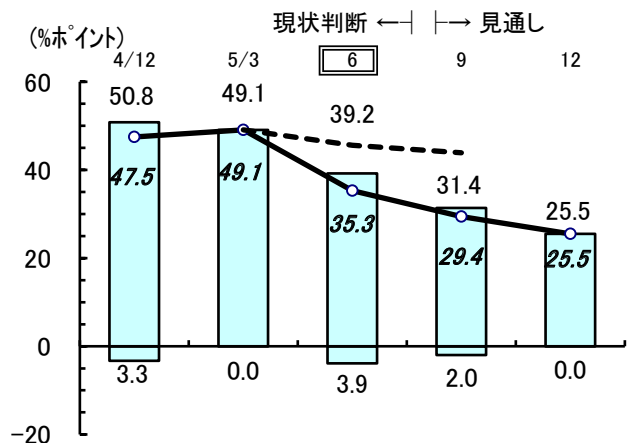
・ 全産業(期末判断)



・ 製造業(期末判断)



・ 非製造業(期末判断)

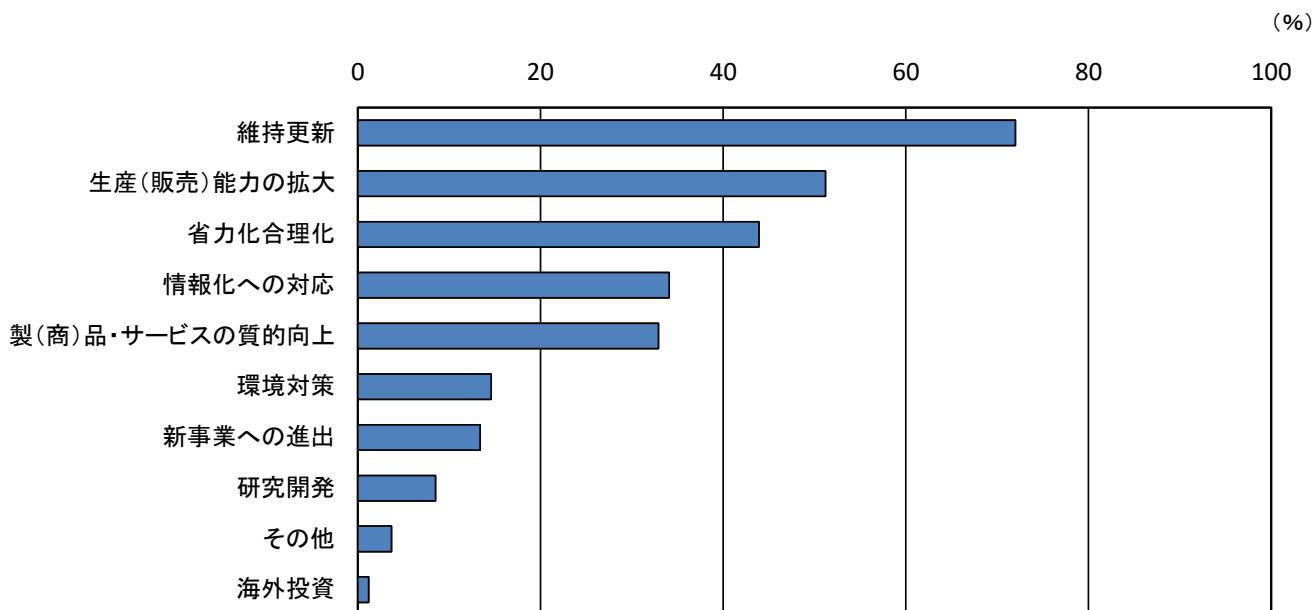


(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

〔参考資料〕

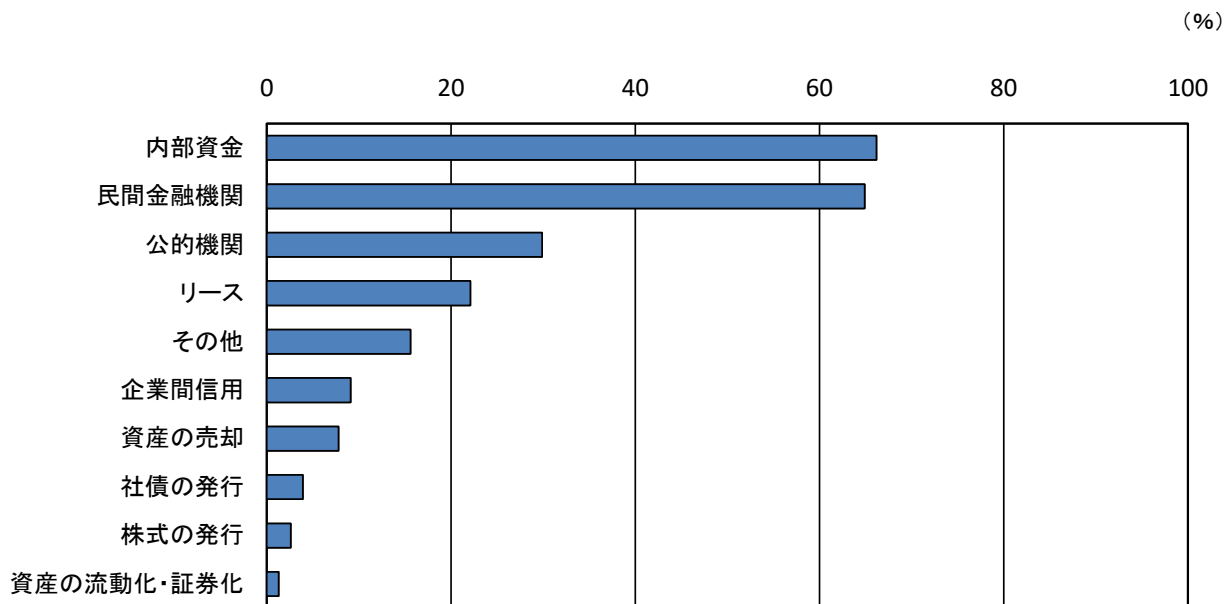
1. 今年度における設備投資スタンス

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答した企業の構成比



2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答した企業の構成比



2023年6月7日

山口労働局長 名田 裕様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会
議長 神部 泰
広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連内
Tel:082-262-1550
山口県労働組合総連合
議長 石田 高士

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

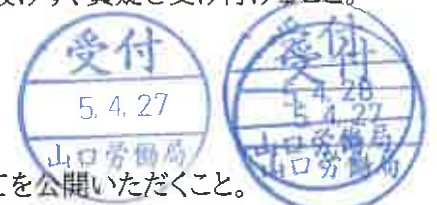
日本の最低賃金は、2022年の改定では、最高の東京都が1,072円、最低の10県は853円と219円もの格差があります。山口県の最低賃金888円とは184円もの開きがあり、月額13万3200円(月150時間)にしかありません。歴史的な物価高騰のもと、この額ではまともな生活はできず、長時間労働か、より賃金の高い地方(東京都の月額賃金差は2万円以上)で働からざるをえません。また、150時間をフルに働くことが保障されない場合は更に生活が困窮することとなります。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、一人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上(月150時間)が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

■ 要 請 項 目 ■

1. 山口地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていること。
4. 労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況(対象企業数、活用企業件数、金額)と政府の予算に対する執行状況を示すこと。
5. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ① 審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ② 専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
 - ③ 傍聴について人数制限を行わないこと。
 - ④ 異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。
 - ⑤ 会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開いただくこと。



以 上

いま、声をあげよう。
君となら、
変えていける。

第94回
2023年
メーデー

M DAY DAY

働くものの団結で生活と権利を守り、
平和と民主主義、中立の日本をめざそう



岸田政権による改選押すな、大増税・大増税反対 シンデガー平等社会の実現・多様性の尊重を
物価上昇を上回る大増上げ実現 最低賃金1500円・全国一律年費法創設の実現 数量劣悪例の追加拡大反対
マイナンバーカード強制化反対・紙の偏廃廃止するな インボイス導入反対 原発新増設・再稼働・再稼働延長反対
日本の食料・農業・酪農を守れ ドルコ・シリア大規模支援を 核兵器禁止条約の早期批准を ロシアによる侵略戦争は直ちにやめ

第94回メーデー
2023年

5.1月

開場 13:00 開会 13:30

山口市民会館小ホール



主催：第94回山口県メーデー実行委員会 事務局：山口市中央4丁目3-3 山口県労連 TEL：083-932-0465

令和5年6月28日

山口労働局

山口労働局長 殿

山口県弁護士会

会長 松田 訓 明



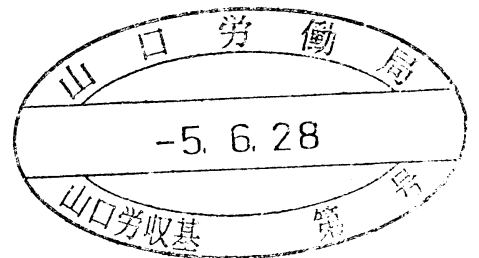
「労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるために
最低賃金の引き上げを求める会長声明」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会の活動につきまして格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会は、先日、別紙のとおり『労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるために最低賃金の引き上げを求める会長声明』を發表しました。

ご査収いただきますようよろしくお願いいたします。

以上



労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるために最低賃金の引き上げを求める会長
声明

2023年（令和5年）6月23日
山口県弁護士会
会長 松田 訓明

1 最低賃金の引き上げが必要であること

新型コロナウイルス感染症とロシアによるウクライナ侵攻の影響により、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるためには、労働者の実質賃金の上昇又は維持を実現する必要がある、そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

厚生労働大臣は、本年6月頃、中央最低賃金審議会に対し、令和5年度地域別最低賃金額の目安について諮問を行い、本年7月頃、同審議会から、答申を受ける見込みである。

昨年8月2日、同審議会は、山口県を含むCランクの時給を30円引き上げるように答申を行い、山口地方最低賃金審議会は、これに基づき、2022年（令和4年）8月17日に答申を行った。その結果、2022年度の山口県の地域別最低賃金は、888円（前年度より31円引き上げ）となった。全国加重平均額は961円であった。

時給888円では、1日8時間、週40時間働いても、年収184万7040円（888円×40時間×52週）、月収15万3920円にしかない。日本の最低賃金は、世界的に見ても極めて低い水準にあり、労働者の生活を守るためには、最低賃金を引き上げて公正な賃金を支払う必要がある。

なお、最低賃金の引き上げにより雇用が減少するとの意見があるが、米カリフォルニア大バークレー校のデービット・カード教授（2021年（令和3年）のノーベル経済学賞受賞者）は、最低賃金の上昇が必ずしも雇用の減少につながらないことを実証している。実際、2020年（令和2年）から2022年まで全国加重平均額は59円の引き上げとなったが、完全失業率は、2020年と2021年が2.8%、2022年が2.6%となっており（労働力調査長期時系列データ表2 就業状態別15歳以上人口ー全国 男女計参照）、最低賃金の引き上げが必ずしも雇用の減少につながっていない。

2 地域間格差の是正

地域経済の活性化という側面から最低賃金を見た場合、最低賃金における地域間格差も重要な問題である。

2022年の最低賃金は最も高い東京都で時給1072円であるのに対し、山口県の時給は888円であり、184円もの開きがある。総務省統計局が公表した人口推計によれば、30歳から44歳のいわゆる働き盛りの年代の人口は、2020年10月1日時点で2269万人であったが、2021年10月1日時点で2208万4000人となり、60万6000人減少している。しかも、山口県ではこれら年齢層の県外流出が多く、地域経済の活性化のための労働力確保が喫緊の課題となっている。最低賃金の低い地方の経済が停滞し、経済格差も拡大するという現状を是正するためには、最低賃金格差の見直しが不可欠である。

3 全国一律最低賃金の実現

地方の方が都市部よりも生計費が安い分、最低賃金も低額でいいはずという考え方

が最低賃金格差の背景にあると考えられる。しかし、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間ではほとんど差がないという分析がなされている。

都市部では住居費が高額であるが、公共交通機関が発達していることから交通費が低く抑えられている。一方、地方は住居費が低額であるが、公共交通機関が衰退し、自動車保有を余儀なくされていることから、自動車の維持費が高額になる。

このように、労働者の最低生計費に地域間格差が殆どない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

4 中小企業・小規模事業者の支援

国は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を実施し、2022年9月1日から特例的な要件緩和・拡充が図られているが、必ずしも使い勝手のよい制度ではない。

日本商工会議所及び東京商工会議所が2023年（令和5年）3月28日に公表した「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」によれば、中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境整備のための支援策として、景気対策を通じた企業実績の向上、取引価格の適正化、円滑な価格転嫁、税・社会保障負担等の軽減を求めている。

したがって、国は、中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業経営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。税金や社会保険料の大胆な減免措置を講じるなど、税負担等の軽減を図る措置を講じること、原材料費等の価格上昇を円滑に価格転嫁できることを可能とするよう法規制をすることなどの中小企業支援策を講じるべきである。

5 審議会の議事録等の公開

当会は、これまで山口地方最低賃金審議会の議事録等をホームページで公開するよう求めてきたが、山口労働局は、厚生労働省からの指示に基づき、令和2年度から同審議会の議事録等をホームページに掲載するようになった。

情報公開の流れの中、議事録等がホームページで公開されたことは、最低賃金に関する県民の理解と関心を促進し、審議会のさらなる透明化を図るものであり、当会としても歓迎したい。引き続き、議事録等をホームページで公開するよう求める。

6 委員の任命の在り方

最低賃金審議会の委員は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織されるところ（最低賃金法第22条）、前二者は関係労働組合又は関係使用者団体からの推薦に基づき任命されている（最低賃金審議会令第3条第1項）。

このうち、労働者を代表する委員は、非正規労働者を数多く組織する関係労働組合からも任命されることが望ましい。なぜならば、非正規労働者は就業関係が不安定で最低賃金の影響を受けやすく、全労働者の3分の1以上を占めているからである。

また、公益を代表する委員は、最低賃金の額が貧困問題の解決と密接に関係することから、生活困窮者の就労支援等を行っている団体の出身者及び社会保障法を専門とする学者から任命することが望ましい。

7 まとめ

よって、当会は、次のことを求める。

- ① 中央最低賃金審議会及び山口地方最低賃金審議会は、労働者の健康で文化的な生

活を確保し、地域経済の健全な発展を促し、政府目標（全国加重平均額1000円）に少しでも近づけるため、最低賃金の引き上げに向けた答申をすること。

- ② 国会は、全国一律最低賃金制度を実現すべく法整備をすること。
- ③ 国会及び厚生労働大臣は、最低賃金の大幅な引き上げに当たり、中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じること。具体的には、税金や社会保険料の大胆な減免措置を講じるなど、税負担等の軽減を図る措置を講じること、原材料費等の価格上昇を円滑に価格転嫁できることを可能とするような法規制をすることなどの中小企業支援策を講じること。
- ④ 山口地方最低賃金審議会は、引き続き審議会の議事録等をホームページで公開すること。
- ⑤ 厚生労働大臣及び山口労働局長は、非正規労働者を数多く組織する関係労働組合からも労働者代表委員を任命し、また、生活困窮者の就労支援等を行っている団体の出身者及び社会保障法を専門とする学者から公益代表委員を任命すること。

以上

2023年3月13日

山口労働局長
名田 裕 殿

基幹労連 山口県本部
委員長 徳野 啓範
山口県光市大字島田 3434
Tel 0833-71-1655



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材
製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数
が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2023年6月末日

以 上



2023年3月16日

山口労働局長
名 田 裕 殿

電機連合 山口地域連絡協議会
議 長 清水 大朗
山口県下松市大字東豊井 794
Tel 0833-43-3700



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数
が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2023年6月末日

以上



山口労働局長
名田 裕 殿

2023年3月7日



自動車総連山口地方協議会
議長 富田 悟史
山口県防府市大字西浦 888-1



TEL 0835-29-3338

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2023年6月末日

以上



2023年3月1日

山口労働局長
名田 裕 殿



Tel 0834-21-2244

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県百貨店、総合スーパー最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2023年6月末日

以上



山口地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を附し

て、その都度山口労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和4年7月6日から施行する。

中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について

令和5年4月6日

厚生労働省労働基準局賃金課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

- 毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃金審議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。
- 平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。
- これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告を取りまとめた。

中央最低賃金 審議会

※本審は議事・
議事録ともに公開

目安に関する 小委員会

※議事は非公開、議
事録は3者が揃った
場面のみ追って公開

目安制度の 在り方に関する 全員協議会

※議事は非公開、議
事録は追って公開

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

- ※ 昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。
- ※ 目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の在り方について調査審議すること。

- ※ 昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）のポイント

※赤字が今般の主な見直し内容

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方

- | | |
|-----------------|---|
| (1)あるべき水準 | 最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが <u>適当</u> であるとの結論に至った。 |
| (2)政府方針への配意の在り方 | 目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、 <u>最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）</u> のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。 |
| (3)議事の公開 | 議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 <u>公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当</u> との結論に至った。 |

2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項

- | | |
|----------------------------|--|
| (1)目安の位置付け | 目安は、 <u>地賃の審議</u> において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、 <u>地賃の審議を拘束するものではない</u> ことを改めて確認した。 |
| (2)ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む） | <ul style="list-style-type: none">○ <u>ランク制度を維持することは妥当である</u>ことを改めて確認した。○ 47都道府県の総合指数（※）の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、<u>地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなる</u>こと等を踏まえ、<u>ランク数は4から3に見直す</u>。
※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、<ul style="list-style-type: none">・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、<u>現行のAランクの地域は現行のAランクと同じ</u>とし、・ <u>ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする</u>等の考え方を総合的に勘案し、決定。 |
| (3)発効日 | 発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが <u>適当</u> 。 |

3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料

技術的な見直しを行った。

4. 今後の見直しについて

概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。

令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考) 平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.4%
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道県)	21.0%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%

※ 平成28年経済センサス活動調査等に基づき算出